

117億6877万円

一般・特別会計決算を認定

平成17年度一般会計をはじめ各特別会計歳入歳出決算認定は、9月定例会において上程され、各委員会に審査付託されました。各委員会が審査が行なわれ、12月定例会において、各委員長から審査結果の報告があり、採決の結果、各会計決算を認定しました。

一般会計歳入歳出決算意見書

(要旨)

【歳入】

平成17年度決算における収入済額は62億9514万3275円、予算現額に対する収入割合は103.2%の収入率で、適正に収入が確保されており、予算の執行に影響はなかったものと判断される。

しかしながら収入未済額は、1億2514万4776円である。その主なものは、町税の8842万1371円で、実質未済額の70.7%で最も多くなっている。

また、不納欠損額は、1415万5568円で、町民税、固定資産税、軽自動車税、督促手数料の時効完成による納税義務消滅分である。

町税は、町財政の根幹をなす重要な財源であり、住民の公平負担の原則から、安易に時効完成による不納欠損を生じさせないよう更なる徴収の努力を望むものである。未収金、滞納繰越は増加の傾向にあり、今後、増加しない

ように、また善良な納税者の納入意欲を損なうことがないように、実態と内容の調査・検討を願いたい。

【歳出】

平成17年度行財政運営の結果を総合的に判断すると、実質収支額 2億6549万3千円の黒字で、単年度収支も1億2765万4千円の黒字となっている。

本年度末の地方債残高は、79億7688万8千円で、前年度81億4629万5千円に比べ1億6940万7千円の減、増加率マイナス2.1%となっている。

17年度予算において、地方交付税、国庫支出金、地方債の減という厳しい財政状況の中で、初期の目的が達成できたのは、平成16年度からの行財政改革によるところが多い。しかし、高齢化や医療費等の増加に伴う一般会計の財政負担は必然的に増加してきており、必要性、緊急度及び事業効果を十分勘案した事業計画のもと、住民福祉の向上や、生活環境の整備、経済基盤の充実に努められることを期待する。

義務的経費と投資的経費

区分		金額	構成比
義務的経費	人件費（職員の給与など）	14億3,998万円	23.9%
	扶助費（福祉などのサービス費）	5億6,457万5千円	9.4%
	公債費（借金返済のお金）	9億9,389万2千円	16.5%
投資的経費	普通建設事業費（道路・建物に使うお金）	10億7,083万9千円	17.7%
	災害復旧費（災害が起きた時に使うお金）	4,445万6千円	0.7%
その他の経費（補助金・積立金など）		19億1,590万8千円	31.8%
計		60億2,965万円	100.0%

ことばの意味

- 自主財源 町が独立に調達できる財源で、地方税のほか、手数料・使用料などがあります。
- 依存財源 国や県から交付される地方交付税・国庫支出金・地方譲与税・補助金などです。
- 町債 必要な事業の財源をまかなうための借金です。
- 公債費 借り入れた町債の返済に充てるお金です。
- 義務的経費 人件費、扶助費、公債費とどうしても支払わないといけないお金です。
- 投資的経費 道路、建物などの整備に使われるお金です。